船舶事故調査報告書

平成２９年８月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成２８年１０月７日　１１時３８分ごろ
発生場所	京浜港川崎区東扇島東方沖 川崎東扇島防波堤東灯台から真方位１２８°１，４４０ｍ付近 （概位　北緯３５°２９．２′　東経１３９°４７．７′）
事故の概要	貨物船第八金刀比羅（ことひら）丸は、南南西進中、また、ケミカルタンカー和（かず）丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成２８年１０月１１日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　貨物船　第八金刀比羅丸、６８５トン １３５１６８、馬越海運有限会社 Ｂ　ケミカルタンカー　和丸、３６８トン １４１２８５、大豊運輸株式会社
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、三級（航海） 航海士Ａ、六級（航海） Ｂ　船長Ｂ、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	Ａ　左舷船首部外板に破損 Ｂ　左舷船首部外板及び船橋部に破損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　１、視界　良好 海象：波高　約０．３ｍ
事故の経過	Ａ船は、船長Ａ及び航海士Ａほか４人が乗り組み、東扇島東方沖を南南西進中、単独で船橋当直中の航海士Ａが、右舵を取って船首方を右方から左方に航行する船舶を避けた後、ＧＰＳプロッターで船位及び浦賀航路までの水路状況を確認しながら、予定針路線上に戻ろうとして左舵を取ったところ、至近にＢ船を認め、Ｂ船と衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂほか４人が乗り組み、東扇島東方沖のＫ１錨地において船首を北東に向け、空船状態で錨泊中、Ａ船と衝突した。
分析	Ａ船は、航海士Ａが、ＧＰＳプロッターで船位及び浦賀航路までの水路状況を確認していて見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のＢ船に気付かずに左舵を取り、Ｂ船に衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、空船状態で錨泊中、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、航海士Ａが、見張りを適切に行っていなかったため、Ａ船が錨泊中のＢ船に衝突したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。